

# セクハラ

## セクハラについて正しく認識しましょう

**セクハラ**とは、セクシュアル・ハラスメントの略語です。  
セクシュアル・ハラスメントとは、相手が望まない性的な言動（性的な内容の発言や性的な行動）を行うことです。

（セクハラには大きく分けて  
2つのタイプがあります）

### 対価型セクハラ

職場の地位や権限を利用して性的関係などを強要し、それを拒否する者に解雇や降格、減給などの不利益を与えること

### 環境型セクハラ

職場に水着のカレンダーを掲示するなどの視覚的なものや意に反する性的言動によって労働者の職場環境が害され就業に支障を生じさせること



## 職場だけではなく学校や地域でも・・・

### 地域でのセクハラ

自治会やPTA、ボランティア団体など地域社会での集まりなどで起こるセクハラ  
・お茶出しは女の仕事  
・性的なことを話題にする  
・女性にお酌を強要する など

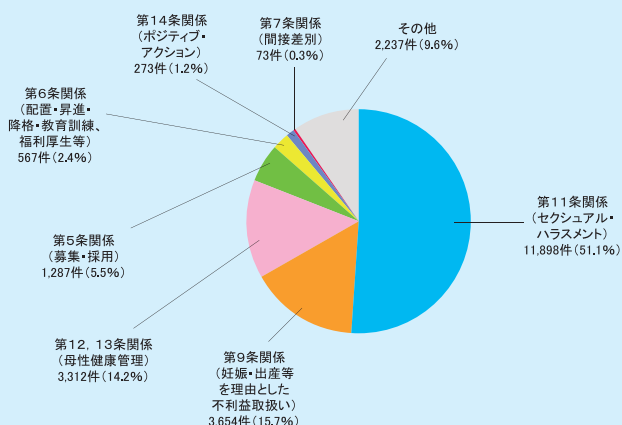
### 学校・大学でのセクハラ

教職員の立場を利用して生徒・学生等に対し、不快にさせる性的な言動など学校内で起こるセクハラ  
・生徒の身体をむやみに触る  
・成績など学校内での評価を上げることと引き換えに性的関係などを求める など



## 都道府県労働局雇用均等室への相談内容の内訳

厚生労働省「平成21年度男女雇用機会均等法の施行状況」より



都道府県労働局雇用均等室では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談を受けています。

平成21年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談は、23,301件です。

相談内容の内訳を見ると、セクシュアル・ハラスメント（第11条）に関するものが最も多い状況です。